

調布ゆうあい福祉公社・調布市社協の歩みから、調布市の高齢者福祉の歩みを検証する

ルーテル学院大学
名誉教授 市川一宏

本報告は、調布ゆうあい福祉公社の設立から現在に至るまでの歩みを検証して、公社が果たしてきた役割と意義を明らかにすること、次いで調布市社協が果たして来た役割を検証し、調布市の高齢者福祉の姿を描くことを目的としています。

ふりかえって、私は、今までに500を超える計画を策定してきました。そのいずれもが、それぞれの区市、都府県に即した内容になっていると自負しています。しかし、必ずしも各区市の個性を明らかにできませんでした。また調布市高齢者福祉推進協議会の顧問を数期にわたりお引き受けして同協議会の委員、担当者の方々と討議を重ね、計画を作成してきましたが、各期の計画の連続性はあるものの、そもそも調布市の根幹となってきた施策は何か、なかなか見えてこない。今まで高齢者福祉を支えてきた方々の努力を反映できたか？見失われていないか？今まで行われてきた取り組みの実績を明らか残し、それに基づいて現在の施策を評価していくことの必要性を感じ、皆さんに無理なお願いをしました。

私の願いを受けて検証作業にご協力いただいた内藤顧問、調布市行政、福祉公社に関わっておられた斎藤順子さん、介護保険成立時に調布市行政の担当課長であり現在東京かたばみ会の荻原久男氏、また公社の専門委員会に関わられた小林良二東洋大学名誉教授、福祉公社の細谷光芳さん、山崎真さん、内園薫さん、渡邊範江さん、調布市社会福祉協議会橋本ゆかりさん、佐土原さん、そして調整をして下さった米倉さん、原さんに心からお礼を申し上げます。実は作業は大変で、原資料を確認したので遅々として進まない作業を皆さんは辛抱強くバックアップしてくださいました。お詫びするとともに重ねて感謝申し上げます。

I) ゆうあい福祉公社 (1)草創期 - 設立の経緯

- 1 1985年4月
「仮・調布市在宅福祉事業団設立準備委員会」を設置
- 2 1985年8月
調布市在宅福祉事業団を設立
- 3 1985年10月
ホームヘルプサービス事業を開始
- 4 1990年11月
財団法人調布ゆうあい福祉公社設立

公社は1985年の設立準備から始まり、同年8月に調布市在宅福祉事業団として正式に発足しました。設立直後からホームヘルプサービス事業を開始し、地域に根ざした福祉サービスの提供を行いました。1990年には財団法人として再編され、より安定した組織基盤を確立しました。ここでは、公社の草創期における位置づけから、在宅福祉サービスの多元化、利用者の多様化、専門性の強化など、様々な側面から調布市における高齢者福祉の発展過程を追っていきます。

①在宅福祉サービス提供主体の多元化

従来の福祉サービス

1980年代は行政による措置中心の福祉サービスが主流であり、経済的な低所得等の利用条件が明記されていた。行政や社会福祉法人等公的性格が強い民間団体が中心的なサービス提供者であった。

在宅福祉サービスの登場

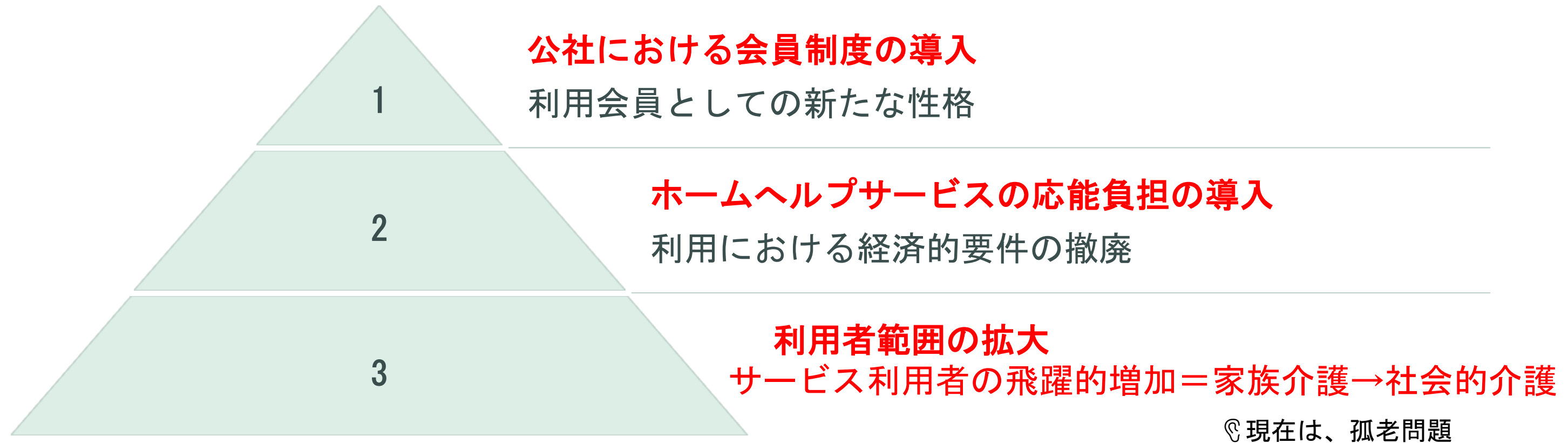
福祉サービスの性格を一変させるものであり、調布市においては、ゆうあい福祉公社が重要な役割を担った。第二種社会福祉事業として位置づけられ、多様な提供主体が登場した

新しい供給組織の枠組み

住民参加、非営利的サービス、活動の有償性、平等のメンバーシップをキーワードに、組織の形態、構成、サービスの内容について新たな枠組みを設定した。

全国社会福祉協議会の「住民主体による民間（非営利）在宅福祉サービスのあり方に関する研究委員会」が1987年9月に『住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題』をまとめた。同報告書は、新しい供給組織に関する枠組を提示している。すなわち、「従来の公共的な福祉供給とは異なり、住民参加、住民主体といった性格を持っており、行政の支持支援がある組織は多くみられるものの、その組織形態は行政と一線を画した構成である。しかもその多くはサービスの提供者＝協力会員、とサービスの利用者＝利用会員が会員制などの組織化により、平等のメンバーシップが与えられている。またサービスの提供に際して、利用者は一定の対価を支払うという意味で有料サービスであり、他方、その水準は区々であるが、サービスの提供者は有償でサービスを提供する。しかしその水準は営利的サービスで想定される費用の水準よりはるかに低廉であり、その意味で非営利性が貫かれている。他方有償・有料という意味で、また活動の内容をみると、従来のボランティア活動＝無償とも異なった性格をもっている」。確かにこの定義は、広範な供給組織を包括したもので、抽象的なものとなっているが、しかし住民参加、非営利的サービス、活動の有償性、平等のメンバーシップをキイタームに、組織の形態、構成、サービスの内容について新たな枠組を設定している意義は大きい。（三浦文夫先生、和田敏明先生が中心的に進める→小林先生）

②在宅福祉サービス利用者の多様化



在宅福祉サービスの利用者多様化は、サービスの利用者の範囲が広がったことを意味する。多くの在宅福祉サービスの利用者に課せられていた経済的要件が、応能負担の導入によって撤廃され、利用者数は飛躍的に増加した。

ゆうあい福祉公社は会員制度を取り入れており、従来のサービス利用者とは異なる「利用会員」としての新たな性格を持っていた。1990年には「利用会員のサービス利用と意見に関する調査」「協力会員の活動と意見に関する調査」を実施し、調布市内の30代、40代の男女800人を対象に意識調査を行い、公社の認知度向上と参加促進を図った。

③在宅福祉サービスの専門性の強化

1

家族ケアから組織的ケアへ

家族が中心的な担い手となっていたケアから組織として担う体制の構築

2

ホームヘルパー養成講座の開始

1990年6月からホームヘルパー3級講座を開始し、人材育成を強化

3

サービス料金体系の整備

1998年公社住民参加ホームヘルプサービスの家事・介護サービス料金を一本化し、家事援助の位置付けを明確化。

4

サービスの質の向上

協力会員の研修、研修の実施等公社関係者によるサービスの質向上へのチャレンジ

福祉公社は、従来家族が担っていたケアを組織として担うことで、福祉サービスの専門性を強化しました。ホームヘルパー養成講座の開始や料金体系の整備など、サービスの質の向上を目指した取り組みは、協力会員と公社関係者の不断の努力によって実現された。（協力会員の主体性）

2. 専門委員会による理論づけと実践強化

食事サービス専門委員会

1989年設置、「地域に根づいた食事サービスのあり方」についての提言

資産活用サービス専門委員会

1990年設置、高齢者の資産活用支援

国領在宅サービスセンター 事業専門委員会

1995年設置、センター事業の検討

事業のあり方専門委員会

1992年設置、1993年5月答申



調布市の在宅福祉サービスを牽引していたのは、公社の専門委員会である。各専門委員会は、それぞれの分野における理論構築と実践の強化に取り組んだ。なお、2004年には「公社のあり方検討」のための専門委員会と「生活支援コーディネート検討事業」に関する調査研究委員会が設置され、2011年には食事サービス検討委員会が再び活動を開始した。

(2)個別検証

1.ホームヘルプサービス

元々、民生委員を中心に、民生委員活動の中で、市民の中に本当に**介護を必要とする方に気がつくけれども手立てがない、当時は所得制限があった**のでホームヘルプサービス誰でも使えるわけじゃなかったという状況もあり、ここを何とかしようということで、調布市ホームヘルプ協会が発足して家事援助を中心に活動していた。

しかし、介護が必要な人が増えてきて、手に余るということで市から相談があり、市長から**ホームヘルプサービスを実践する団体の形態について検討しよう**という話があった。(斉藤さん)

分析：公社宮下さん、文責：市川

1

1988年10月

ホームヘルプサービス事業を開始

2

1988年6月

ホームヘルパー3級講座開始

3

1988年11月

財団法人調布ゆうあい福祉公社設立

4

1993年5月

事業のあり方専門委員会の報告(次ページ参照)

①ホームヘルプサービスの展開

・1994(平成6)年 3月 ホームヘルプサービスの新たな展開にむけて～作業委員会報告書～ 公社が設立し5年経過し、高齢者のホームヘルプサービスのニーズが多様化、重度化、長時間化、専門化している。公的サービスだけでは対応できない状況のため協力会員が対応しているが、相互扶助のボランティアの範囲を超えてきた。

・1994(平成6)年7月 ☆☆嘱託制のホームヘルプサービス(市からの受託)開始

従来の公社の協力会員によるホームヘルプサービスだけでは限界があったため市全体としてのホームヘルプサービスの供給能力の拡大を目指す。『ホームヘルプサービス事業の手引き』(1994年7月)

・1996(平成8)年 3月 公的ホームヘルプサービスを受託してその結果と今後の課題ー住民参加型在宅福祉サービス供給団体の試みー(報告書)

嘱託ヘルパー導入により、今まで利用会員と協力会員の関係が個人対個人の関係であったものが、☆☆チーム方式による運営が行われるようになった。

・市のヘルパーも組織化され、アセスメントしているが、公社のアセスメントと2つ方式があると、非効率なため、☆☆アセスメントの統合が図られた。

・1997(平成9)年3月 ホームヘルプサービスの質の向上を目指してー援助内容・移動・待機時間の検証による効率的効果的な動き方の探求ー嘱託制ホームヘルプ事業は順調に展開し、市民からも高い評価を受けたが、多様なニーズに柔軟な提供がもとめられるようになり、効果、効率について、検討する必要が生じた。

・1997(平成9)年7月 あり方委員会報告書ー住民参加型在宅福祉サービスの料金の適正化についてー

委員会として家事援助を積極的に評価していく。介護については「重介護」を別にすれば、☆☆家事援助との間に料金差を設けるほどの差はないと考え800円に統一。☆☆協力会員費(月100円)は、事業団の報告で明示された立場「協力会員としての自覚をより高めるためにも会費を納めていただくことした」

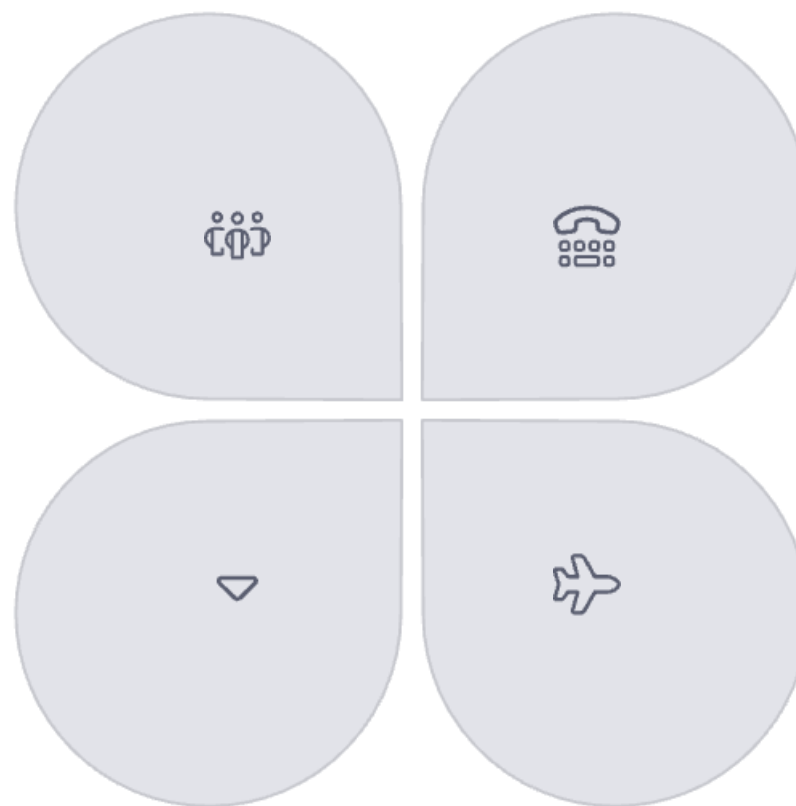
②チーム方式の導入効果

個人対個人からチームへ

利用会員と協力会員の関係が個人対個人からチーム方式へ変化しました。

重度要介護者への対応

長時間、頻回で高度な援助を必要とする方への効果的な支援が可能になりました。



コミュニケーション向上

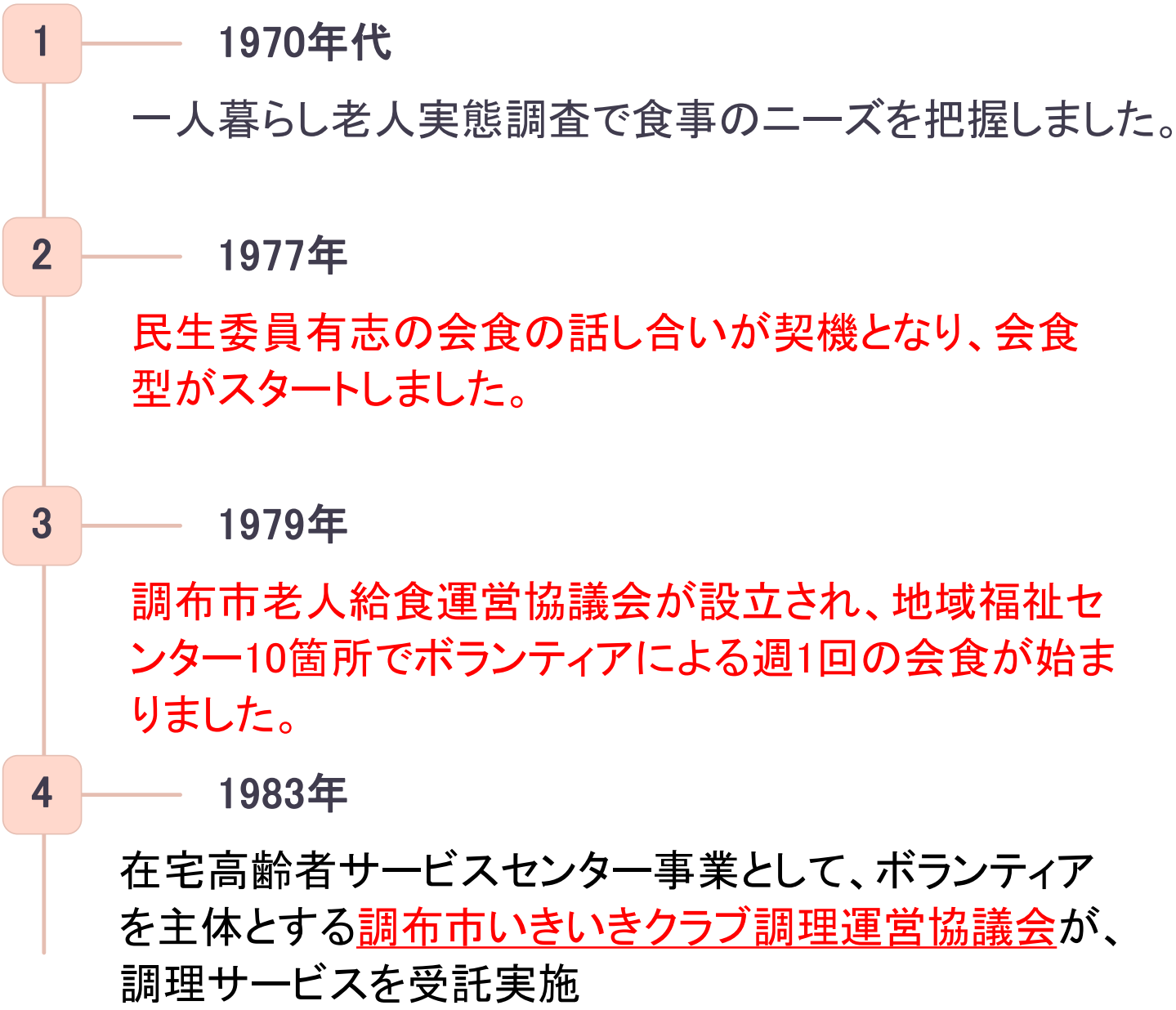
ヘルパー間でのコミュニケーションが可能になりました。

統一援助方針

利用者に対して統一した援助方針を立てられるようになりました。

食事サービスの始まりと基本理念

(2)個別検証 2.食事サービス



1996年、小学校の空き教室を活用しデイサービスにてボランティアが給食を提供する「ふれあい給食事業」が開始
→しかし、待機者が生じていた。週2回以上のサービスの要望に応じることができなかった。
また調布市が市内のデイサービスセンターに委託した配食サービスにおいて、ボランティアが不足し、また利用者とのコミュニティギャップが指摘されていた。

分析：公社渡邊さん、文責：市川

①食事サービスの基本的考え方

質の高い食事

バランスのとれたおいしい
食事を提供します。

安心できる食事

家族が対応できない時に、安心して
任せられる食事を提供します。

健康管理の援助

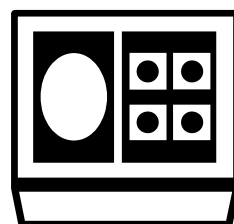
利用者の健康をチェックし、自身によ
る健康管理ができるよう援助します。

市民参加

幅広い市民の参加による学び
と相互の連帯感を醸成します

社会的交流

孤独の解消や社会的交流が
できるように配慮します。



1989(平成元)年調布市在宅福祉事業団専門委員会『地域に根ざした食事サービスの展開 報告書』より
従来高齢などの理由により健康が衰え、また、家族などからの援助が十分受けられない場合に、それに代わっ
て食事を提供するものと考えられていたり、あるいは年数回の催し物の際の、会食程度のものとされてきた。し
かし、食事は人間の基本的要求を満たすだけでなく、「健やかに老いる」ための基本的条件であると考え、食
事サービスもそれに相応しい質と量を確保し、高齢社会を支える基本的な仕組みの1つとする必要のある。

②食事サービスの発展段階



第1期 (1988(昭和63)年度～1996(平成8)年度)

食事サービスの質・量の不足の時代&有償ボランティアの誕生



第2期 1997(平成9)年度～2006(平成18)年

国領へ移転し、専用厨房での365日配食スタート・公的配食サービスとの両立時代



第3期 2007(平成19)年度～2012(平成24)年度

住民参加型利用会員の食事サービスへの回帰と
見守り機能の強化

【第1期】1988(昭和63)年度～1996(平成8)年度

「食事サービスの質・量の不足の時代 & 有償ボランティアの誕生」

1970(昭和45)年頃から調布市では、一人暮らし高齢者等の食事の確保が問題視され、会食・配食等によるサービスが生まれた。

・1988(昭和63)年に食事サービス専門委員会を設置し、1990(平成2)年の公社設立の翌年、平成3年から食事サービス事業を開始した。

『運営主体は住民で！「おなかまランナー運営協議会」』

事業実施にあたっては、住民意識を喚起する目的で、実際の運営は、食事サービスに参加する協力会員で組織する「おなかまランナー運営協議会」に委託する方式とした。「おなかまランナー」とは、「同じ釜の飯」を食べることの「おなかま」と、お食事を届ける「ランナー」を合わせ、仲間意識を高めようという思いから市民公募で命名した。おなかまランナーの仲間たちは、協力会員として活動する中で、自分たちもいつしかこのサービスを利用する立場になった時、ぜひ利用したいと思えるサービスを目指した。また、喜ばれるお食事を提供すると共に、相互扶助の地域福祉サービスを実現するため、運営委員会などの各委員会を開催し、自分たちの活動内容を自主的に考え話し合い、きめ細やかなサービスと、多くの市民が福祉サービスに参加できるよう努力を重ねている。活動や運営の範囲は、食材の仕入れから調理、配達、安否確認、組織運営にまで至る。

専用の厨房ではなく、地域福祉センターを借用しながらの配食サービス活動の時代である。

【第2期】1997(平成9)年度～2006(平成18)年度

「国領へ移転し、専用厨房での365日配食スタート・公的配食サービスとの両立時代」平成9年国領高齢者在宅サービスセンター内に専用厨房が完成し、365日の配食サービスを開始(調布市高齢者配食サービス事業も同時に受託開始したほか、レストランが併設されデイサービス利用者や近隣住民への食事の提供も行なう等、事業内容は多角化した。

公社移転当初には、公的配食サービスを担う事業者は少なく、公社は他の社会福祉法人が実施する2カ所の事業者とともに、サービスの質と量の拡充に努めた。その結果、会員及び公的配食サービスを合わせ年70,000食程度、提供するまでになった。また安否確認機能を強化していくこととなった。特に配食サービスを利用している高齢者が在宅で亡くなる事例が増えたことから、調布市、利用者と配達事業者の三者で配食サービスの確認書を取り交わすことが開始された。

・2000(平成12)年には介護保険制度が開始されるも、配食サービスは制度の中には含まれなかったが、調布市内の民間等による配食サービスを担う事業者も増えていった。そのため、平成18年度に公社の公的配食サービス受託は終了した。再び住民参加型の利用会員のみの食事サービス提供となった。

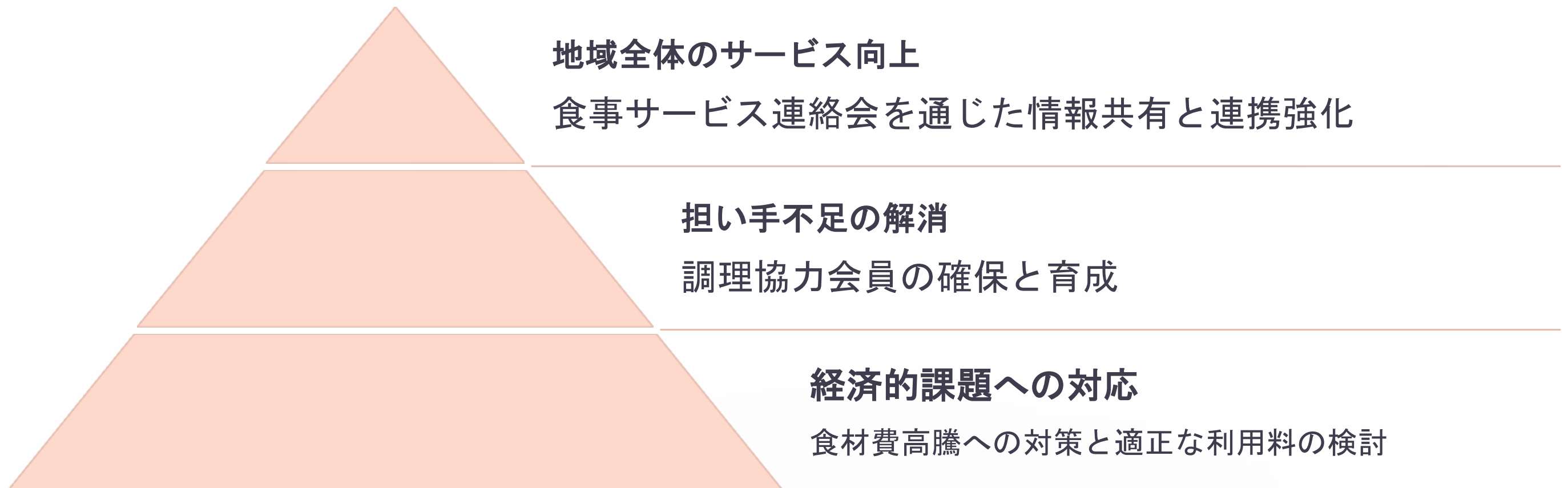
【第3期】2007(平成19)年度～2012(平成24)年度まで

民間の配食事業者が増加し、さまざまな利用者ニーズに応えたサービスが台頭していった。

公社は平成24年には、公益財団法人として事業展開を図るなか、公社の食事サービス事業は介護保険サービスを利用され、かつ公社の住民参加型利用会員としてホームヘルプサービスや食事サービスを利用するという、利用者の総合的なケアの一環としての役割を求められるようになってきている。

特に近年社会問題化している、高齢者の孤立死の予防と解決を図るための見守り機能として食事サービスの期待が高まっている。

③今後の課題と展望



調布市ケアラー支援の始まり

- 1 1996年
国領在宅サービスセンターの設置、デイサービスセンター家族会と在宅介護支援センター介護者教室の開始
- 2 介護保険制度導入前
「介護者の集い」を実施。バス旅行で家族介護者を熱海などに連れ出し、勉強会と交流の場を提供
- 3 2000年
介護保険制度導入後、地域包括支援センターの設置により個別相談・支援の充実化
- 4 市からの依頼
運営が難しくなった「家族の会」を、市からの働きかけでゆうあい福祉公社が引き継ぎ

調布市では早くから介護者の負担軽減に着目し、介護保険制度が始まる前から家族介護者への支援を行ってきました。介護者が一時的に介護から解放され、リフレッシュできる機会を提供するとともに、介護者同士のつながりを促進することで、孤立防止にも努めていました。

(2)個別検証 3.ケアラー支援

調布ゆうあい福祉公社は、1996年から現在に至るまで、介護者（ケアラー）への支援を継続的に実施してきました。介護保険制度が始まる前から「介護者の集い」など、家族介護者の精神的・身体的負担軽減に向けた取り組みを行っていました。
ここでは、①認知症カフェ、②ケアラー支援マップの発行、③認知症サポーター養成等、ケアラー支援団体との連携、④家族介護者への支援、⑤多様な介護者支援について、検証します。

分析：公社細谷さん、文責：市川

①認知症カフェの展開

2014年：モデル事業の開始

認知症の当事者、家族介護者、地域住民、専門職、ボランティアなどが集い交流する「だれでもカフェ（認知症カフェ）」をモデル事業として開始しました。情報交換の場としてだけでなく、参加者同士の思いを共有し、介護者の精神的な支えとなる役割を担いました。

2016年：定期開催

「だれでもカフェ」を調布市国領高齢者在宅サービスセンターと認知症デイサービスぷちぽあんで定期的に行うようになりました。多くの方に参加いただくための工夫として、家族介護者向け介護技術講座の併設や、ぷちぽあんまつりとの合同開催などを実施しました。特に親子の参加を促すため、「ボッチャで遊ぼう」「親子で作る恵方巻き」「音楽と影絵のファンタジー」など、世代を超えた交流ができる新たな企画を開催しました。これにより、認知症への理解を若い世代にも広げる取り組みを進めました

認知症カフェは、専門的な支援を受けるだけでなく、日常的な交流を通して介護者の負担感を軽減し、地域全体で認知症の方とその家族を支える仕組みづくりを目指しています。

②ケアラー支援マップと情報提供

2013年：支援マップの発行

相談窓口や市内の介護者支援団体を紹介する「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ」を発行しました。介護者が孤立せずに支援を受けられるよう、支援資源への「つながり」を促進するツールとして、市民に介護者支援の存在を広く周知しました。

2015年：遠距離介護への対応

家族支援マップを改訂し、公社ホームページからマップを閲覧できるようにすることで、遠方に住む家族も調布市の介護資源を把握できるようになり、遠距離介護の支援につなげました。

2021年：ケアラーサポートブックの発行

「調布市版ケアラーサポートブック（ケアラー手帳）」を発行し、介護者自身の健康管理や相談先の記録など、ケアラー自身をサポートするための情報をまとめました。

2023年：人材育成への展開

ケアラーを支える人材育成を目的とした「**ケアラーサポーター養成講座**」を開催し、ケアラー支援の拡充を図りました。また、**ヤングケアラー・コーディネーター事業も開始し**、若い世代の介護者にも焦点を当てた支援を強化しています。

情報提供ツールの開発と普及により、ケアラーが必要な時に適切な支援にアクセスできる環境づくりを進めてきました。特に近年は、**多様なケアラーのニーズに応じた情報提供と人材育成に力を入れています。**

③認知症サポーター養成とネットワーク構築

・2008年 認知症サポーター養成講座実施

・2017年 市内の企業・学校・福祉団体等を対象に45回開催し、1,600人の方を新たなサポーターとして送り出しました。さらに受講終了後も、フォローアップ研修を実施するとともに、研修受講者に対し、活躍の場のリストを配布する等の取組を行いました。

・2021年 認知症サポーター養成講座事業では、新規で市内総合小売事業者から社員を対象に開催依頼があり、地域包括支援センターの協力を得ながら20回開催し187人が受講しました。

定例化してきている市内の小中学校や児童館での開催のほか、歯科医院や薬局、介護事業所等の新規の開催もありました。

④家族介護者への直接支援



2007年からは地域包括支援センターを中心に、家族介護者へのサポート充実に取り組んできました。2011年には、デイサービス利用者の家族の集いや介護者家族の会「あじさいの会」の定期開催を支援し、2013年からは「こくりょうカフェ」と「ぷちカフェ」を交互に開催しています。また、2013年の福祉講演会では若年性認知症をテーマに、先駆的实践を行う専門家と当事者から話を聞く機会を設け、251名の参加がありました。このような取り組みにより、介護者が一人で抱え込まず、安心して介護に向き合える支援基盤の整備に努めています。

⑤ 多様なケアラー支援の展開

介護技術講座

専門的な介護技術の習得機会を提供し、家族介護実践の負担を軽減しています。



ヤングケアラー支援

若年層の介護者への支援として、学校や関係機関と連携したヤングケアラー・コーディネーター事業を展開しています。

ホームヘルパー出張派遣

介護者のレスパイト（休息）のため、一時的に介護を代替するヘルパーの派遣サービスを行い、介護者の心身の疲労回復を図っています。

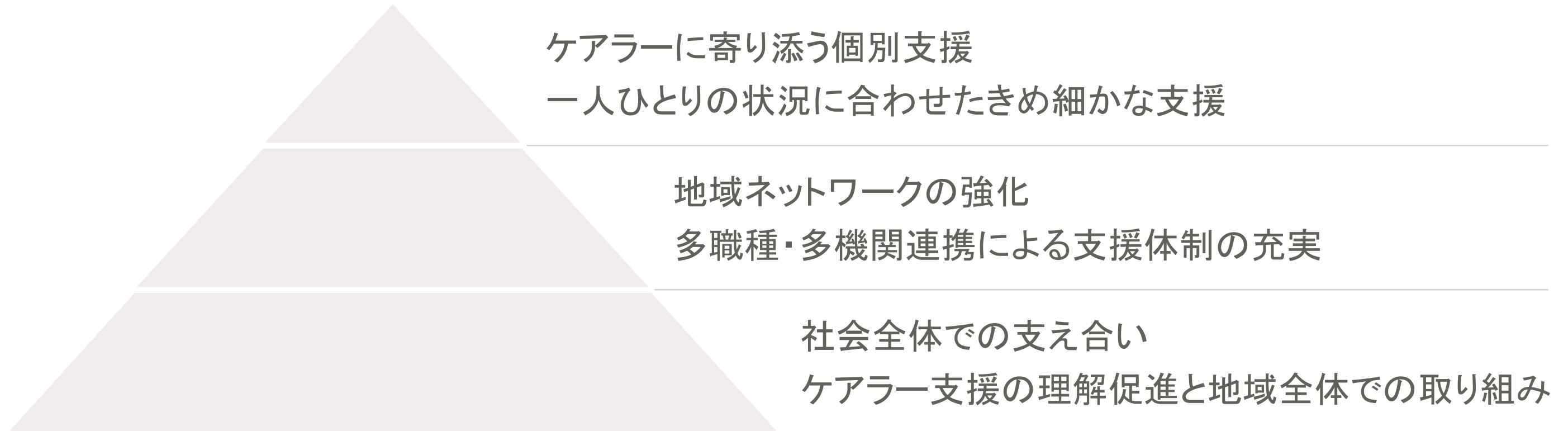
オンライン・対面相談

ケアラーの状況に合わせた相談方法を選べるよう、従来の対面相談に加え、オンラインでの相談支援も実施しています。

調布市では、介護者の多様なニーズに対応するため、さまざまな支援メニューを展開しています。特に近年は、働きながら介護をする人やヤングケアラーなど、従来の高齢の配偶者による介護とは異なる介護形態に対応した支援の充実を図っています。

また、コロナ禍を契機に拡充したオンライン相談は、外出困難な介護者や遠距離介護を行う家族にとって重要な支援チャネルとなっています。このように、時代や社会状況の変化に応じた柔軟な支援体制の構築に努めています。

これからのケアラー支援に向けて



調布ゆうあい福祉公社は、通所介護や訪問介護の現場で培った認知症当事者・家族との関わりから、介護者支援の重要性を早期に認識し、介護保険制度の施行以前から今日に至るまで一貫して、ケアラーの孤立防止と地域全体での支え合いを重視した支援を展開してきました。今後も、ケアラー支援の取り組みを通じて、多様な家族介護者の声に耳を傾け、一人ひとりに寄り添いながら、誰もが安心して介護に携われる地域づくりに貢献していきます。ケアラーサポーター養成やヤングケアラー支援など、新たな取り組みを通じて、時代のニーズに応じた支援の発展を目指しています。

Ⅱ) 調布市社協と高齢者福祉の取り組み

調布市社協は、インフォーマルケアを中心に地域包括支援システムの強化を図ってきました。特に、①お金が発生していない住民やボランティアによる支援、②フレイル予防とまちづくり＋世代交流を強調した支援、③事業としてよりも活動としての柔軟性と迅速性を有している支援、という三つの柱を推進しています。

住み慣れた地域で一人ひとりが孤立することなく、お互いに助け合い安心した生活が送れるよう、様々な取り組みを展開しています。これらの活動は、高齢者の孤独感の緩和や介護予防に大きく貢献しています。

分析：社協橋本さん、文責：市川

①ふれあい給食による世代間交流

- ・平成8年からの取り組み

子どもの人口減少と高齢者人口の増加、空き教室の活用を目指して始められました

- ・ 会食にとどまらない活動

午前・午後のプログラムを取り入れ、地域のボランティアが関わって運営されています

- ・ 対象者

市内在住の70歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯や日中ひとりで過ごされている方で、会場となる小学校に自力通所できる方

ふれあい給食は、児童との給食会食による世代間交流や、創作趣味活動、体操等を通じて、高齢者の孤独感の緩和と介護予防を図る取り組みです。社協は協力員の手配を行い、支援しています。現在は拠点となる4ヶ所の小学校で実施連携によって運営されています。

②高齢者会食サービスの変遷

- 1 昭和59年
配偶者を失った单身者を対象に事業開始。食の提供が主な目的でした。
- 2 発展期
地域福祉センターを拠点にして、ボランティアが関わる形で展開。
- 3 現在
食よりも交流、つながり、仲間づくりが主な目的に変化しています。

高齢者会食サービスは、ひとり暮らしや日中独居の高齢者、高齢世帯にボランティアの手作りによる昼食を提供し会食することにより、見守り及び健康増進と孤独感の緩和を図る取り組みです。

事業開始当初は食の提供が大きな目的でしたが、現在ではスーパーやコンビニでお一人様用の食材や総菜等も充実しているため、交流やつながり、仲間づくりが主な目的となってきました。

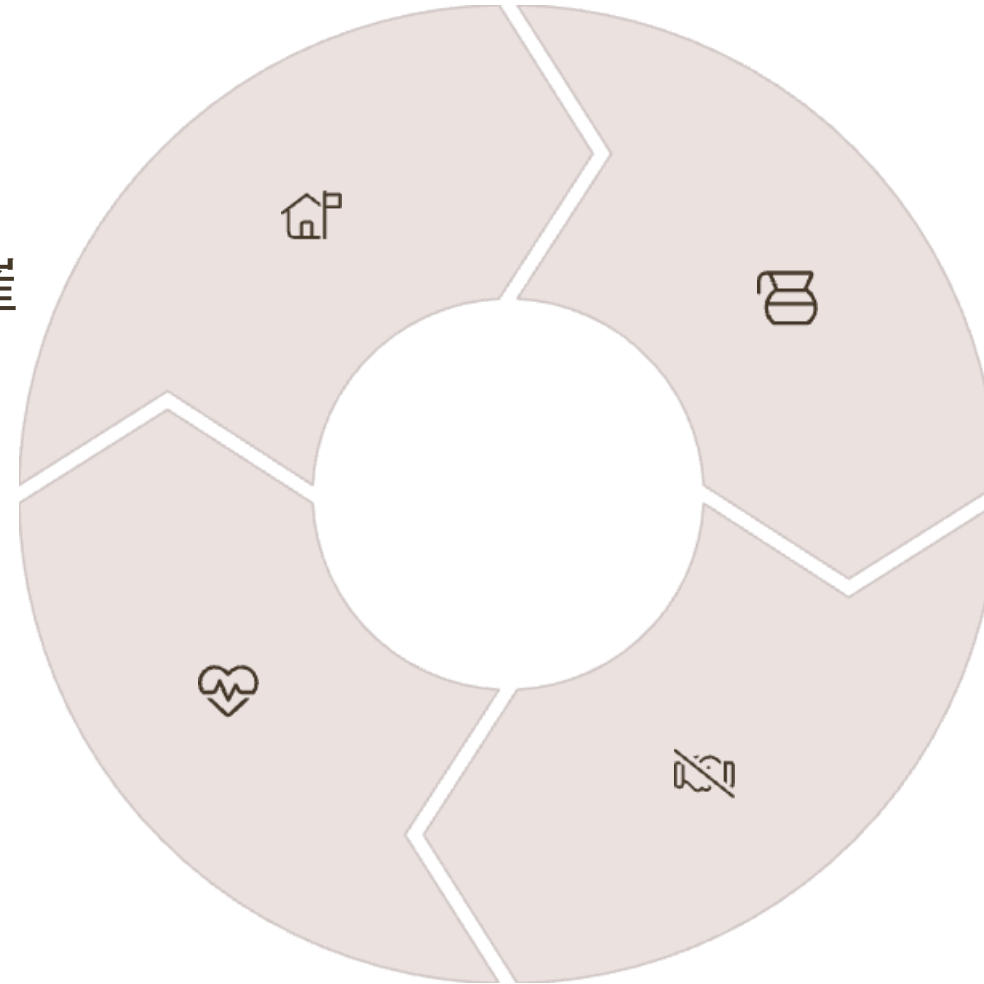
③ひだまりサロン事業の展開

場の提供

自宅や公共施設などで定期的開催

安心の創出

孤立防止と安心した生活の実現



交流活動

お茶やおしゃべりを通じた交流

支え合い

互いに支え合い助け合う関係構築

ひだまりサロン事業は、住み慣れた地域で一人ひとりが孤立することなく、お互いに助け合い安心した生活が送れるよう、交流の場づくりを進める取り組みです。2000(平成12)年度から市民の協力スタッフを募りプロジェクトを立ち上げ、小地域ネットワーク事業として展開されてきました。この事業は平成4年からスタートしたふれまち事業に関連しており、電話相談、ふれあい福祉相談、訪問デイサービスなどと共に、住み慣れた地域で安心して暮らすための支え合いの場として機能しています

④電話と訪問による見守り支援

ほのぼの訪問電話

ボランティア（電話訪問員）がひとり暮らし高齢者宅へ電話をし、話をする事で孤独感の緩和と安否確認を行います。

対象：おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者

頻度：週に1回（月曜日～金曜日、午前10時～正午）

目的：安否確認と孤独感の緩和

友愛訪問事業

ボランティア（友愛訪問員）がひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、話しをすることで孤独感の緩和と事故の未然防止をはかります。

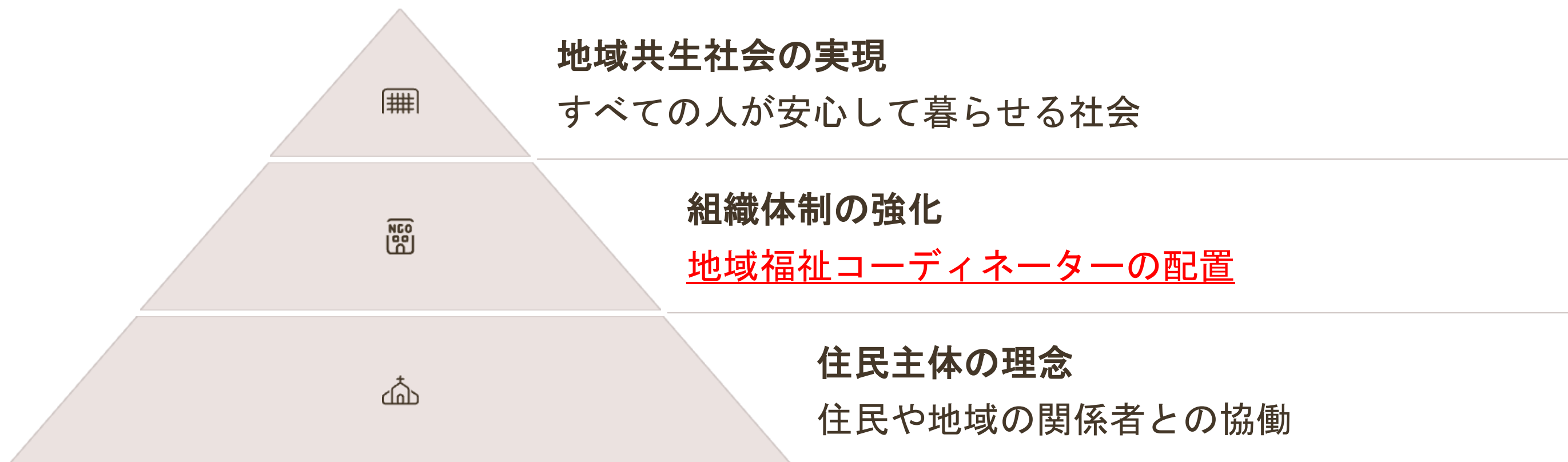
対象：65歳以上のひとり暮らし高齢者および日中ひとり暮らし高齢者

頻度：週1回、1時間程度

利用料：無料

これらの事業は、外出する機会やご近所との交流の少ない高齢者に対して、安否確認を兼ねた支援を提供しています。一人暮らし高齢者の増加に伴い、孤独感の緩和と事故防止のための重要な取り組みとなっています。

2025年問題と社協の取り組み



令和7年度は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、国民の5人に1人が後期高齢者となる「2025年問題」を迎えます。一方で、少子高齢化の進行による社会の担い手不足も顕著となっており、地域共生社会の推進が重要なテーマとなっています。このような状況の中、調布社協は「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくり」を目指し、各セクションが横断的に連携しながら取組を進めています。また、地域ニーズを的確に把握し、包括的に支援する「重層的支援体制整備事業」の推進のため、調布市内の福祉8圏域をコーディネートする体制を整えました。

社協が目指す取り組み

令和7年度は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、国民の5人に1人が後期高齢者となります。これにより、さまざまな社会課題が想定されることから「2025年問題」と言われています。一方で、合計特殊出生率は毎年過去最低を記録し、少子高齢化の進行による社会の担い手不足も顕著となっており、地域共生社会をいかに推進していくかは、非常に重要なテーマとなっています。

そのような中、すべての社協の運営指針となる「社会福祉協議会基本要項」が33年ぶりに改定されました。「住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、『ともに生きる豊かな地域社会』を創造する」という使命の下、調布社協においても、「いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして」、各セクションが横断的に連携しながら取組を進めています。

また、地域ニーズを的確に把握し、包括的に支援する「重層的支援体制整備事業」の一層の推進を図るため、調布市内の福祉8圏域をコーディネートする地域福祉コーディネーター及び地域支え合い推進員が所属する課を新設し、統括職員を配置するなどの組織改編を行い、体制を整えました。

そして令和7年度は、「聴覚障がい者のオリンピック」とも称される「東京2025デフリンピック大会」が、日本で初めて開催される年でもあります。調布市も競技会場の一つとなるにあたり、障がい理解が地域にさらに深まる機会となるような取組を積極的に進めます。

あわせて、令和9年秋ごろを予定する総合福祉センターの移転に向けては、新しい地域共生社会の拠点としてより質の高い福祉サービスが提供でき、バリアフリーが充実した利便性の高い施設となるよう、調布市と緊密に連携しながら協議・調整を重ねてまいります。

さらに、全国各地で頻発している地震や風水害などの災害の発生に備え、要配慮者への支援や避難所対応なども見据えながら、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して、市民一人ひとりが支え合い、互いを尊重しながら、いきいきと暮らし続けられる福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

総括①多様な住民参加 足に靴を合わせる

①サービス・支援の担い手としての住民参加

公社が主に推進した会員制度は、提供する者と提供される者という上下関係を軽減させる平等のメンバーシップを推進。後述する食事サービスでは、住民の関わりを強調。

③計画策定・評価への住民参加

調布市高齢者福祉推進協議会、2000(平成12)年6月)
序文：わたしたち調布市民は、住み慣れたまち「ちょうふ」で生涯にわたって有意義に、かつ、主体的に暮らすことを願う。わたしたち調布市民は、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような高齢者福祉施策の展開を求めるとともに、自ら活動し、地域の福祉力の向上に努める。わたしたち調布市民は、超高齢社会を迎える中で、介護保険をはじめとする高齢者福祉を自らの課題として受け止め、市民と行政とが一体となって総合的に高齢者福祉を推進することを目的に、相集い、情報を共有し、協働して課題解決に当たるためこの条例を制定する。

②様々な協議の場への住民参加

民生委員児童委員活動、小地域福祉活動等を通じた連携
その後の、地域包括ケアセンター運営協議、ケア会議等

④運動（ソーシャルアクション）と住民参加

市民主体の福祉活動の展開

食事サービスに関しても、コミュニティジョブとして位置付け、仕入れから調理、配達、組織運営のすべてのプロセスに市民が直接関わる方式をとった。いきいきクラブの調理・食事は、調理ボランティア運営委員会を作って、そこに委託をする形で市民の方が参加しておられる。「おなかまランナー」という車が走っているので、市民の人たちがあれは何だという話になり、それで利用会員の他の方もそんな入間、東部だけやらないで全市的に広げてくれっていうことですぐ広がった。「おなかまランナー」という名称は、公募し「利用会員同士が同じ釜の飯を食べる。それから利用会員に対して協力会員が速やかに食事を運ぶのでおなかま。車はランナーに例えた」（斉藤さん）

②専門委員会による理論づけと実践強化（再掲）

食事サービス専門委員会

1989年設置、「地域に根づいた食事サービスのあり方」についての提言

国領在宅サービスセンター 事業専門委員会

1995年設置、センター事業の検討



資産活用サービス専門委員会

1990年設置、高齢者の資産活用支援

事業のあり方専門委員会

1992年設置、1993年5月答申

調布市の在宅福祉サービスを牽引していたのは、公社の専門委員会である。各専門委員会は、それぞれの分野における理論構築と実践の強化に取り組んだ。なお、2004年には「公社のあり方検討」のための専門委員会と「生活支援コーディネート検討事業」に関する調査研究委員会が設置され、2011年には食事サービス検討委員会が再び活動を開始した。

③調布市の高齢者福祉の源流にある住民の挑戦

公社の協力会員、食事サービス関係者、見守り、サロン等の住民活動の実績は、調布の力です。そしていずれもが、共に困難を担う調布市を作ろうと、まちづくりを目指していました。

④ケアラー支援の実績は、今日の地域包括ケアシステムの原形である。

今日、広がる孤立の問題に対応する確実な方法を見いだせない状況があります。また生活困窮しており、孤立状態にある高齢者等の終身ケアの必要性は増しており、公的な関わりについて明確にする時期になっています。しかし、介護保険制度等の制度自体が、介護人材、専門職人材、地域包括システムの一翼を担う民生委員児童委員、ボランティアの不足の問題、財源と介護報酬、負担の問題、介護事業所の減少等、根本的な課題に直面しており、それぞれの制度の従来の考え方を見直す必要があるのではないかと思います。また認知症基本法、孤独・孤立対策推進法法等、いくつもの新しい法律、通知が出されています。

このような状況にあって、関連制度との連携を視野に、今までの実績を踏まえ、実現可能な施策、活動を強化し、また地域資源を新たに開拓して協働した取り組みの検討を進め、社会に問うていく、ボトムアップの計画を立案していくことが必要に思います。